

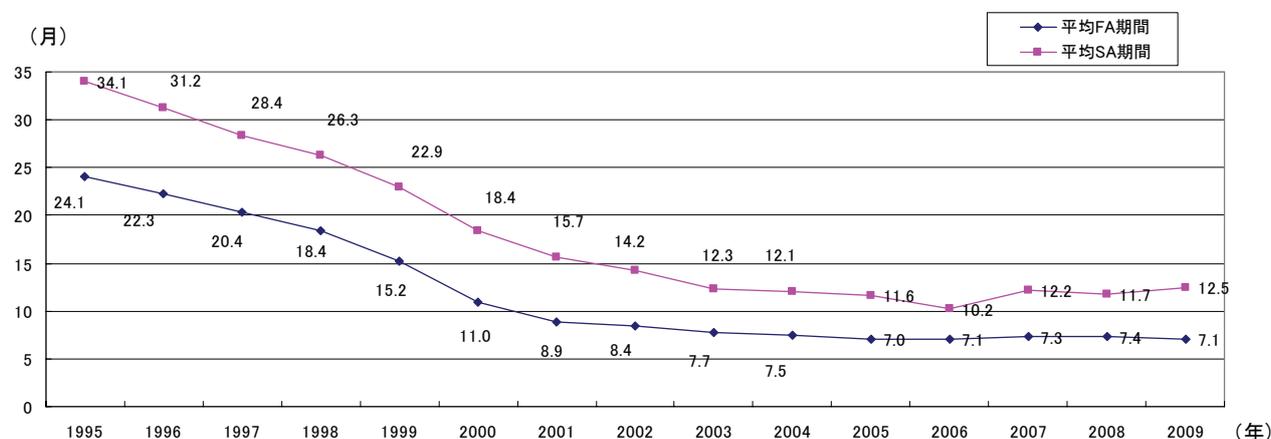
第3節 意匠審査の取組

1. 審査処理推移

(1) 審査処理期間推移

1995年の意匠登録出願の出願から審査結果の最初の通知が發送されるまでの期間（FA期間）は、24.1か月と約2年を要していたが、2000年には1年以内を達成し、2005年から2009年では平均約7か月を維持している。また、一次審査の結果、拒絶理由通知等を経た後で査定が發送されるまでの期間（SA期間）は、2003年以降、出願から平均約1年で推移している。意匠審査では、年2サイクル審査¹の導入や資料調査員²の活用等による審査の効率化を図ることで、審査期間を短縮した。

【意匠審査の平均FA・SA期間推移】



(備考) FA (First Action) 期間：出願から最初の審査結果の通知が發送されるまでの期間。

SA (Second Action) 期間：出願から一次審査を経て査定が發送されるまでの期間。

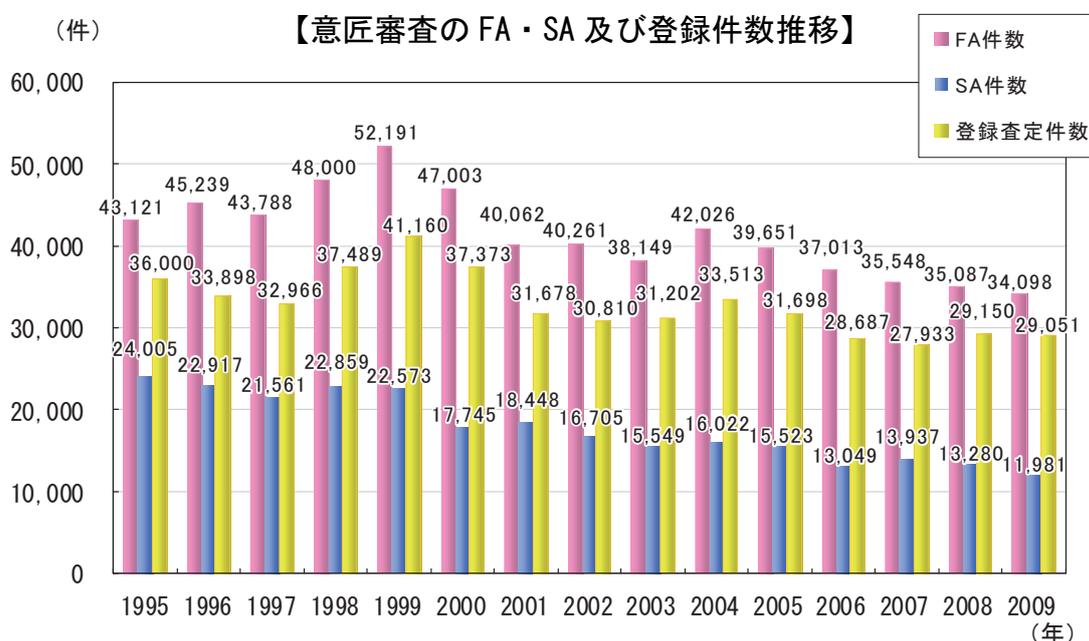
(資料) 特許庁作成

¹ 意匠出願の審査においては、ある物品分野の意匠に関する出願を一定期間分まとめて審査する多件審査（バッチ審査）方式を採用している。この方式に基づき、同一分野の審査を1年間に2回行うことを年2サイクル審査と呼ぶ。

² 公知資料を中心とした審査資料の事前調査を行うことにより、意匠審査における審査官の調査業務を補助する非常勤職員。

(2) 審査処理件数推移

意匠審査における、出願から審査結果の最初の通知が發送された件数 (FA 件数) は、2001 年以降約 4 万件前後で推移している。また、登録件数は 3 万件前後で推移している。



(備考) FA (First Action) 件数 : 出願から審査結果の最初の通知が發送された件数。

SA (Second Action) 件数 : 出願から一次審査を経て査定が發送された件数。

登録査定件数は、FAにおいて登録査定がされたものと SAにおいて登録査定がされたものの総数。

(資料) 特許庁作成

2. 早期審査制度

意匠登録出願に関する早期審査制度は、1987 年に導入されたものであり、所定の要件を満たす意匠登録出願については、速やかに審査を進めるものである。具体的には、①権利化について緊急性を要する実施関連出願 (出願人等が、その出願の意匠を実施しているか又は実施の準備を相当程度進めている意匠登録出願であって、権利化に緊急性を要するもの) 又は②外国関連出願 (出願人がその出願の意匠について外国へも出願しているもの) という要件を備えた意匠登録出願を早期審査の対象とする。

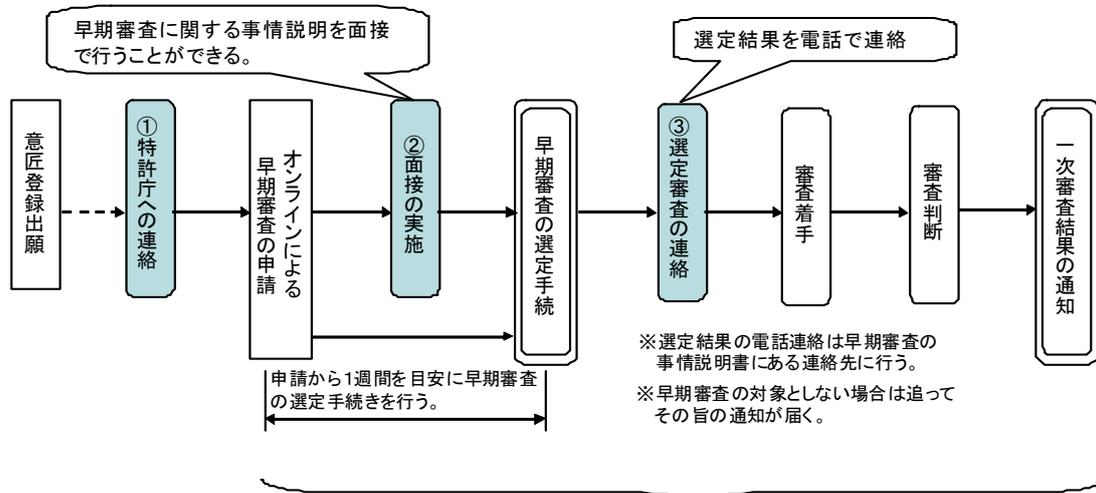
模倣品が発生した場合の対抗手段として意匠権が果たすべき役割が重要となったことから、より一層模倣品に対する意匠権の実効性を高めるために、2005 年 4 月から「模倣品対策に対応した早期審査制度」の運用を行っている。

この運用では、模倣品が発生した場合に出願手続に不備のない出願であれば早期審査の申請から 1 か月以内で一次審査結果を通知している。

対象となる意匠登録出願は、「権利化について緊急性を要する実施関連出願 (出願人自らが実施しているもの) であり、第三者が許諾なく、その出願の意匠若しくはその出願に類似する意匠を実施しているか又は実施の準備を相当程度進めていることが明らかな場合」

としている。

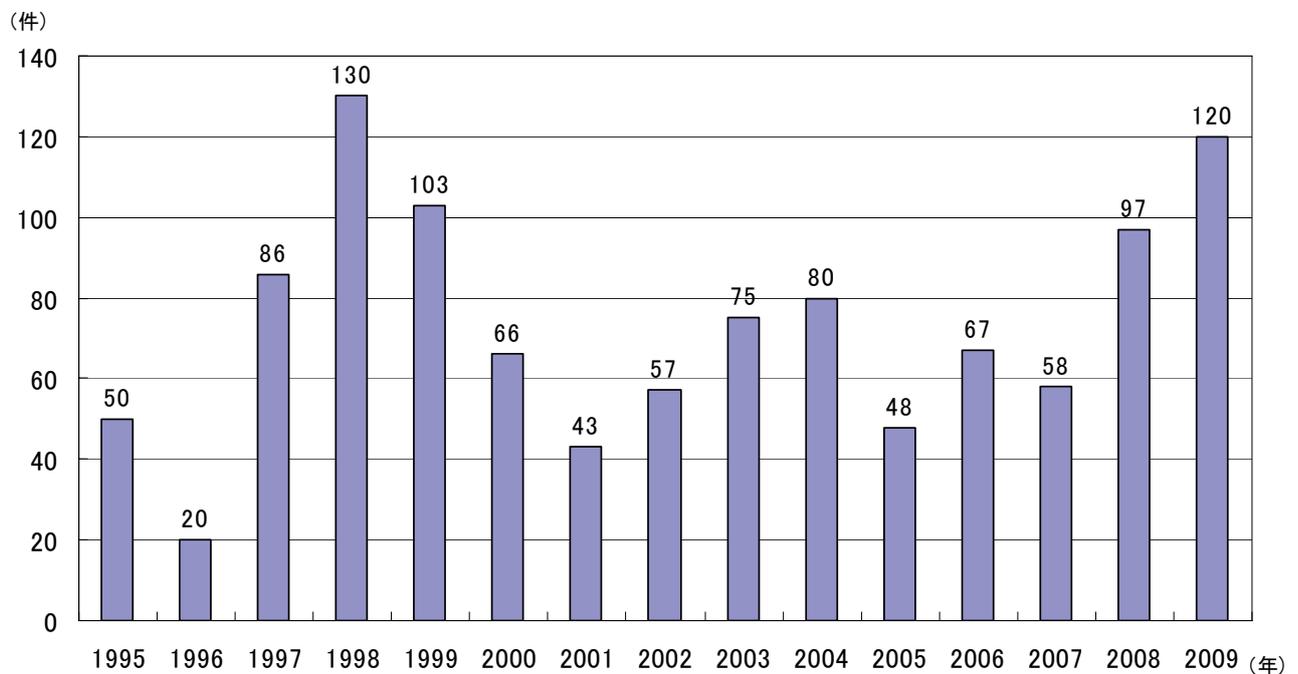
【「模倣品対策に対応した早期審査制度」の概要】



模倣品が発生したことを要件とする早期審査は申請から1ヶ月以内に一次審査結果の通知を行う。

(資料) 特許庁作成

【1995-2009年における早期審査の申請件数推移】



(資料) 特許庁作成

3. 部分意匠制度

昭和 34 年意匠法では、意匠法第 2 条の「物品」とは、独立した製品として流通するものと解されていたことから、独立した製品として取引の対象とされず、流通しない物品の部分に係る意匠は、意匠法の保護対象とはされていなかった。

そのため、一つの意匠に独創的で特徴のある創作部分が複数箇所含まれている場合、物品全体としての意匠権しか取得できず、それらの一部分が模倣されていても、意匠全体としての模倣が回避されていれば当該意匠の意匠権の効力は及ばない状況にあった。

そこで、これらの点を踏まえ、平成 10 年意匠法の一部改正において、意匠法第 2 条の意匠を構成する「物品」の定義に「物品の部分」が含まれることを明らかにし、物品の部分に係る形状等について独創性が高く特徴のある創作をした場合は、当該部分を部分意匠として保護することとした。

また、平成 10 年改正意匠法の施行に際しては、「部分意匠の導入」、「類似意匠制度の廃止と関連意匠制度の創設」等の制度改正に対応して、意匠審査実務に係る各種の判断基準、取扱い等を定めた「平成 10 年改正意匠法 意匠審査の運用基準」を公開した。

4. 関連意匠制度

平成 10 年意匠法の一部改正において、同じデザイン・コンセプトから同時期に創作された意匠を同等の価値を有するものとして保護することを目的として、それまでの類似意匠制度を廃止して、新たな類似する意匠の保護制度（＝関連意匠制度）を創設した。

新たな関連意匠制度では、類似する意匠が同一出願人によって同日に出願された場合に限って関連意匠として意匠登録を受けることができ、この同一人に係る同日の類似する意匠は、主従関係（主＝本意匠、従＝関連意匠）を設けて登録し、移転、権利期間等について制限が設けられた。

関連意匠の意匠権は通常在意匠権と同様のものであり、関連意匠の出願は、手数料、登録料とも通常在意匠登録出願と同額とされた。本意匠の意匠権が存続期間の満了により消滅した場合は、関連意匠も共に消滅するが、存続期間の満了以外の理由で本意匠の意匠権が消滅したときは、関連意匠の意匠権は存続するものとされた。

しかし、その後の産業界は開発当初の製品投入後に需要動向を見ながら追加的にデザイン・バリエーションを開発するなど、デザイン戦略がより機動化・多様化し、また、同日出願のみ関連意匠を認める制度下にあつては、開発当初の実施製品に係る意匠から先行して出願するなどの柔軟な出願方法に対応できないとの指摘があった。

そこで、平成 18 年意匠法の一部改正では、関連意匠について同日出願の場合のみ登録が認められていた制度を改め、本意匠の公報発行の前日までの間に出願された関連意匠について意匠登録を受けることができることとした。また、この改正に伴い 2007 年 4 月に意匠審査基準の改訂を行い、関連意匠の出願の時期的要件についての記載を更新した。

5. 秘密意匠制度

秘密意匠制度は、意匠登録出願人が、意匠権の設定の登録の日から3年以内の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることができる制度である。これは、先願により意匠権を確保しておく必要があるものの、直ちに当該意匠の実施を行わない場合に意匠公報が発行されることによる第三者の模倣を防止しようとする趣旨によるものである。

従来、意匠登録出願に係る意匠が、審査、意匠権の設定登録を経て、意匠公報により公示されるまでには相当の期間を要していたため、その間に出願人等が当該意匠に係る物品の販売等を開始するケースが多く、自らが意図しないうちに意匠公報が発行され公開に至る事態は問題化しなかったが、審査の迅速化が実現したことに伴い、出願のタイミングによっては、商品の販売前にもかかわらず、意匠公報の発行によって意匠が公開されることがあり、商品の広告・販売戦略等に支障が出る場合が生じていた。

このような場合、秘密意匠制度を利用することができるが、秘密意匠の請求は意匠登録出願と同時にしなければならないとされていたため、審査が出願時の予想よりも早期に終了した結果秘密意匠の請求の必要が生じたような事態には対処できなかった。

こうしたことから、平成18年意匠法の一部改正では、審査が終了した後にも秘密意匠の請求を可能とするため、秘密意匠の請求をすることができる時期的要件について、それまで認められていた出願と同時にする場合に加え、意匠登録の第1年分の登録料の納付と同時にする場合も認めることとした。

6. 保護対象の拡大

情報技術の進展や経済・社会の情報化を背景として、マンマシンインターフェースが、物理的なもの（操作ボタンなど）から電子的なもの（GUIなど）へと移行しつつあり、電子的な画面上に表示された図形等から成るいわゆる「画面デザイン」を利用して操作をする機器が増加してきた。画面デザインは、家電機器等の品質や需要者の選択にとって大きな要素となり、企業においても画面デザインへの投資の重要性が増大した。

一方、従来の意匠制度においては、意匠法において規定されている物品について厳格な解釈を行い、画面デザインの一部のみしか保護対象とされていなかった。

意匠法による保護の状況は、画面デザインの創作に大きな投資をしている企業等による製品開発の実情と合致しないものとなってきたことから、こうした画面デザインを意匠権により保護できるようにし、模倣被害を防止することの必要性が高まった。

このため、平成18年意匠法の一部改正において、画面デザインに関して、以下のような改正が行われた。

- ・物品の本来の機能を発揮できる状態にする際に必要となる操作に使用される画面デザイン（画像）について、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に含まれるものとして意匠法の保護対象とした。
- ・当該画面デザインがその物品の表示部に表示されている場合だけでなく、同時に使用される別の物品の表示部に表示される場合も保護対象とした。

- ・物品から独立して販売されているビジネスソフトやゲームソフト等をインストールすることで表示される画面デザインについては、保護対象となる画面デザインには含まないものとした。

具体的には、意匠の定義に次のような規定を追加した。

「前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。」（意匠法 2 条 2 項）

これに伴い、意匠審査基準について、2007 年 4 月に画面デザインの保護対象の追加、2008 年 10 月に第 1 回意匠審査基準ワーキンググループの検討を経て「意匠法第 2 条第 2 項に規定する画像を含む意匠」の改訂を行った。

また、2007 年 6 月に画像を含む意匠についての願書及び図面の作成に必要な事項の要点を記載した「画像を含む意匠の願書及び図面の表し方についてのガイドライン」を公表し、2009 年 3 月に、意匠審査基準を理解する上で参考となる画像を含む意匠の登録事例をピックアップした「画像登録事例集」を公表した。

7. 意匠権の存続期間の延長

昭和 34 年意匠法では、意匠権の存続期間は、設定登録の日から 15 年をもって終了するとされていた（昭和 34 年改正により、10 年から 15 年へと延長された。）。

国際的には、TRIPS 協定において「意匠権の登録期間は少なくとも 10 年」とされているのみであり、それぞれの国の実情等に応じて、権利の存続期間が国ごとに設定されている（米国：登録から 14 年、欧州主要国：出願から 5 年その後最長 25 年間まで延長可能。）。

しかし、社会における消費動向を見ると、デザインによる製品の差別化が求められていることから、我が国企業においても今まで以上にデザイン開発が重視されるようになってきていた。魅力あるデザインは商品の価値の長期的な維持に重要であると認識され、実際、意匠権の存続期間満了年である 15 年目における現存率は約 16%と比較的高い数字となっていた。

こうした背景から、存続期間を延長する必要性が高まり、平成 18 年意匠法の一部改正において、意匠権の存続期間を「設定登録の日から 15 年」から「設定登録の日から 20 年」へと改めた。

8. 意匠関連情報の提供

(1) 意匠審査スケジュールの公開

企業等の製品開発スケジュール等の参考となるよう、特許庁ホームページにおいて「意匠審査スケジュール表」の掲載を1999年度から開始した。

この意匠審査スケジュール表は、自らの意匠登録出願の審査結果がどの時期に届くかの目安となり、企業活動に有効に利用できるものとなっている。

意匠審査スケジュール表は、特定の出願年月日に出願された意匠登録出願の審査予定時期を意匠分類ごとに示したもので、四半期ごとに審査終了情報の追加などの更新を行っている。

【特許庁ホームページに公開されている意匠審査スケジュールの例】

意匠分類		審査対象出願年月												審査時期(月・週)																
分類記号	Dターム記号	主な物品	H21				H22				上半期		下半期																	
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	月・週	～	月・週	月・週	～	月・週	
A0	0	A1に属さないその他の製造食品及び嗜好品																							5.2	～	6.2	11.2	～	12.2
A1	ALL	製造食品及び嗜好品																							5.2	～	6.2	11.2	～	12.2
B0	ALL	その他の衣服及び身の回り品																							8.1	～	8.4	2.1	～	2.4
B1	000～023	その他の衣服・エプロン																							8.1	～	8.4	2.1	～	2.4
	10～13	洋服																							7.1	～	7.4	1.1	～	1.4
	20～68	和服																							8.1	～	8.4	2.1	～	2.4
	900～903	衣服部品・付属品																							6.3	～	6.4	12.3	～	12.4
B2	0～03	その他の服飾品、帯、整形用パッド等																							9.1	～	9.4	3.1	～	3.4
	1	ネクタイ																							5.1	～	5.2	11.1	～	11.2
	20～49	衣服用ベルト、靴下等																							9.1	～	9.4	3.1	～	3.4
	500～511	手袋																							5.3	～	6.2	11.3	～	12.2
	520～521	腕カバー、腕用サポーター等																							9.1	～	9.4	3.1	～	2.4
	600～69	帽子、ヘルメット																							5.3	～	6.2	11.3	～	12.2
	70～8	マフラー、スカーフ、ハンカチ等																							5.1	～	5.2	11.1	～	11.2
B3	000～12	キーホルダー、ストラップ等																							5.1	～	5.4	11.1	～	11.4
	13	記章																							6.1	～	6.4	12.1	～	12.4
	1900～192	装身具部品及び付属品、装身用鎖素子																							4.3	～	4.4	10.3	～	10.4
	20～24	かつら等、髪止め具等																							4.1	～	4.2	10.1	～	10.2
	25	耳飾り																							6.1	～	6.4	12.1	～	12.4
	26～29	つけまつげ、頭飾り及び耳飾り部品及び付属品																							4.1	～	4.2	10.1	～	10.2
	300～31	キーホルダー、ストラップ、装身用下げ飾り等																							5.1	～	5.4	11.1	～	11.4
	33～35	胸・首・耳・腕・指飾り等																							6.1	～	6.4	12.1	～	12.4
	36～37	ワッペン、胸ポケット飾り																							4.1	～	4.2	10.1	～	10.2
	390～49	首飾り及び胸飾り部品及び付属品、腕飾り、指飾り、足飾り																							6.1	～	6.4	12.1	～	12.4
	60～694	眼鏡、眼鏡ケース																							7.1	～	7.4	1.1	～	1.4
	70～895	扇子、うちわ、傘、つえ																							7.1	～	7.4	1.1	～	1.4
B4	0～11	かばん又は携帯用袋物等																							8.4	～	9.4	2.4	～	3.4
	12	かばん又は携帯用袋物・ウェストバック型																							8.1	～	8.3	2.1	～	2.3
	13	かばん又は携帯用袋物・円盤型																							8.4	～	9.4	2.4	～	3.4
	14～15	かばん又は携帯用袋物・箱型、背負いかばん又は背負い袋																							8.1	～	8.3	2.1	～	2.3

(2) 意匠公知資料の公開

特許庁では意匠審査における新規性及び創作性の判断のために、国内外の図書、雑誌、カタログ、インターネット等から新規な製品の意匠を収集・抽出して、書誌的事項と製品の写真や図表等を電子化したものを、意匠公知資料として整備し、主要な審査資料としてきた。

これらの意匠公知資料は、企業等において先行意匠調査、意匠権調査のほか、デザイン開発にも利用が期待され、我が国において、より一層独創的で付加価値の高いデザインの創造を促す観点からも公開のニーズが高まった。しかしながら、意匠公知資料となる雑誌の写真等は著作権を有しているため、何ら権利処理をせずに公開することができなかった。

こうした背景から、特許庁が今後電子化する意匠公知資料を対象として著作物利用許諾

を得る事業を 2007 年度から開始しており、利用許諾を得た意匠公知資料に関しては、特許電子図書館（IPDL）等を通じて広く公開を行ってきた。一方、IPDL においては、2006 年 3 月よりインターネット情報から収集した意匠公知資料を対象として公知資料番号から当該資料の書誌及びイメージを照会可能とする「意匠公知資料照会」サービス、また、2009 年 10 月より、物品名や日本意匠分類による検索が可能な「意匠公知資料テキスト検索」サービスを開始した。